

# 株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2026 年 6 月 23 日

株式会社学研ホールディングス

2026年6月23日

東京都品川区西五反田二丁目11番8号  
株式会社学研ホールディングス  
代表取締役社長 宮原 博昭

### 株式交換に係る事前開示事項

株式会社学研ホールディングス（以下「学研ホールディングス」といいます。）は、株式会社レアジョブ（以下「レアジョブ」といい、学研ホールディングスとレアジョブを総称して、以下「両社」といいます。）との間で締結した2026年5月15日付株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年7月31日を効力発生日として、学研ホールディングスを株式交換完全親会社とし、レアジョブを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたします。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）  
別紙1をご参照ください。
2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）  
別紙2をご参照ください。
3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）  
該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）
  - （1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
別紙 4 をご参照ください。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号イ）  
別紙 5 をご参照ください。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）  
会社法第 799 条第 1 項の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

**【株式交換契約の内容】**

次ページ以降をご参照ください。

## 株式交換契約書

株式会社学研ホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社レアジョブ（以下「乙」という。）は、2026年5月15日付で、以下のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

### 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号： 株式会社学研ホールディングス

住所： 東京都品川区西五反田二丁目11番8号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号： 株式会社レアジョブ

住所： 東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号

### 第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、第7条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいい、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に0.39を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.39株の割合をもって割り当てる。
- 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合は、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

### 第4条（資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ以下のとおりとす

る。

- (1) 増加する資本金の額：0 円
- (2) 増加する資本準備金の額：会社計算規則第 39 条に従い甲が別途定める額
- (3) 増加する利益準備金の額：0 円

#### 第 5 条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2026 年 7 月 31 日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第 6 条（本契約の承認）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約につき会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を求める。

#### 第 7 条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに行われる乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時において消却する。

#### 第 8 条（剰余金の配当等）

1. 甲は、2026 年 3 月 31 日を基準日として、1 株当たり 14.5 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2026 年 3 月 31 日を基準日として、1 株当たり 8 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定めるものを除き、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、且つ、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）を行わないものとする。

## 第9条（事業運営及び財産管理）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の事業の運営及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、相手方当事者と協議し合意の上、これを行う。

## 第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

## 第11条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、(i) 甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合（ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき甲の株主総会の承認が必要となった場合に限る。）若しくは乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(ii) 国内外の法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき甲又は乙が本株式交換に関して行う届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令等、本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含む。）、又は(iii) 前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

## 第12条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約に関連する甲と乙との間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第13条（協議事項）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（以下余白）

以上の合意を証するため、本契約書の正本2通を作成し、各当事者は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2026年5月15日

甲： 東京都品川区西五反田二丁目11番8号  
株式会社学研ホールディングス  
代表取締役社長 宮原 博昭



以上の合意を証するため、本契約書の正本2通を作成し、各当事者は、それぞれ記名押印  
のうえ、各1通を保有する。

2026年5月15日

乙： 東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号  
株式会社レアジョブ  
代表取締役社長 中村 岳



会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め  
の相当性に関する事項

## 1. 本株式交換に係る割当ての内容

	学研ホールディングス (株式交換完全親会社)	レアジョブ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.39
本株式交換により 割当交付する株式数	学研ホールディングスの普通株式：2,965,633株（予定）	

## (注 1) 本株式交換に係る割当比率

学研ホールディングスは、レアジョブ株式 1 株に対して、学研ホールディングス株式 0.39 株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において学研ホールディングスが所有するレアジョブ株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社が協議した上で、合意により変更されることがあります。

## (注 2) 本株式交換により交付する学研ホールディングス株式数

学研ホールディングスは、本株式交換に際して、学研ホールディングスがレアジョブの発行済株式の全部（ただし、学研ホールディングスが所有するレアジョブ株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のレアジョブの株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいい、学研ホールディングスを除きます。）に対して、その所有するレアジョブ株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の学研ホールディングス株式を割当交付する予定です。交付する学研ホールディングス株式は、学研ホールディングスが所有する自己株式（2,965,633 株）を充当する予定ですが、不足する場合には、本株式交換による株式の交付に際し、当該不足分に相当する数の普通株式を新たに発行する予定です。

なお、レアジョブは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するレアジョブの取締役会決議により、基準時において所有する自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

## (注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、学研ホールディングスの単元未満株式（100 株未満の株式）を所有することとなるレアジョブの株主の皆様におかれましては、その所有する単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、学研ホールディングスに対し、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することが可能です。

（注 4） 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数の学研ホールディングス株式の割当交付を受けることとなるレアジョブの株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の学研ホールディングス株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（1） 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、また、両社から独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることとしました。そして、学研ホールディングスは、両社から独立した株式会社 SBI 証券（以下「SBI 証券」といいます。）を、レアジョブは、両社から独立した株式会社三菱 UFJ 銀行コーポレート情報営業部財務開発室（以下「三菱 UFJ 銀行財務開発室」といいます。）を、それぞれファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、また、学研ホールディングスは、両社から独立した西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）を、レアジョブは、両社から独立したシティユーワ法律事務所を、それぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

両社は、それぞれ、自らが選定した第三者算定機関による本株式交換に用いられる株式交換比率の算定結果や、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社の間で、株式交換比率について複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。

そして、学研ホールディングスにおいては、下記「（4）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、学研ホールディングス

の第三者算定機関である SBI 証券から 2026 年 5 月 14 日付で取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである西村あさひからの助言及び学研ホールディングスがレアジョブに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、学研ホールディングスの株主の皆様への利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、レアジョブにおいては、下記「(4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置を含む。)」に記載のとおり、レアジョブの第三者算定機関である三菱 UFJ 銀行財務開発室から 2026 年 5 月 14 日付で取得した株式交換比率に関する算定書 (以下「本株式交換比率算定書 (三菱 UFJ 銀行財務開発室)」といいます。)、リーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からの助言、レアジョブが学研ホールディングスに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果並びに両社からの独立性及び本株式交換の成否からの独立性を有する委員のみから構成される特別委員会 (以下「本特別委員会」といいます。 ) からの指示、助言及び 2026 年 5 月 14 日付で受領した答申書 (以下「本答申書」といいます。詳細については、下記「(4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置を含む。)」の「③ レアジョブにおける独立性を有する特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおりです。また、本答申書の内容については、学研ホールディングス及びレアジョブが 2026 年 5 月 15 日付で公表した「株式会社学研ホールディングスによる株式会社レアジョブの完全子会社化に関する株式交換契約締結 (簡易株式交換) のお知らせ」の別添の 2026 年 5 月 14 日付「答申書」をご参照ください。) の内容等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、レアジョブは、本株式交換比率は妥当であり、レアジョブの一般株主の皆様にとって利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、レアジョブは、2026 年 2 月 16 日付「業績予想の修正に関するお知らせ」において公表しているとおり、2026 年 3 月期の通期連結業績予想の下方修正 (以下「本業績予想修正」といいます。) を行っております。しかし、本特別委員会は、本業績予想修正は、リスクリング事業における個人・法人向け共に競争環境の激化等による顧客獲得の計画未達及び株式会社東京インターナショナルスクールグループの株式取得等に伴う一時費用の計上が要因であり、これらの要因は本株式交換の検討とは無関係な市場の動向及び M&A 取引によって生じたものであること、また、本業績予想修正の検討過程及び開示時期について学研ホールディングスの関与又は影響力の行使は認められないこと等を勘案し、本業績予想修正は、本株式交換の検討とは無関係に、東京証券取引所の適時開示基準に従って適切に

公表したものであり、本株式交換に関連して又は本株式交換を意図して行われたものは認められないと判断しております。

このように、両社は、本株式交換比率は妥当であり、両社のそれぞれの株主の皆様  
の利益に資するとの判断に至ったため、両社は2026年5月15日付の取締役会決議に基  
づき、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両  
社が協議した上で、合意により変更されることがあります。

## (2) 算定に関する事項

### ① 算定機関の名称及び両社との関係

学研ホールディングスの第三者算定機関である SBI 証券及びレアジョブの第三者  
算定機関である三菱 UFJ 銀行財務開発室は、いずれも、両社から独立した算定機関  
であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害  
関係を有しておりません。

なお、本株式交換に係る SBI 証券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払わ  
れる成功報酬が含まれておりますが、学研ホールディングスは、同種の取引におけ  
る一般的な実務慣行等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功  
報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しており  
ます。なお、法人としての三菱 UFJ 銀行は、レアジョブと預金取引や融資取引があ  
り、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号。その後の改正を含みます。）第 13 条の 3 の 2  
第 1 項及び銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号。その後の改正を含みます。）  
第 14 条の 11 の 3 の 3 等の適用法令に従った法的義務として、行内における情報隔  
壁措置等、適切な利益相反管理体制を構築し、かつ、実施しており、ファイナンシ  
ャル・アドバイザーとしての三菱 UFJ 銀行財務開発室は、預金の受入れ及び融資を  
行う同行の別部署とは独立した立場から、レアジョブ株式の株式価値の分析を行う  
ことができる体制を構築しているものと考えられるので、レアジョブは、レアジョ  
ブ株式の株式価値の分析にあたっては、三菱 UFJ 銀行財務開発室において適切な弊  
害防止措置が講じられているものと判断しております。また、本株式交換に係る三  
菱 UFJ 銀行財務開発室の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報  
酬が含まれておりますが、レアジョブは、同種の取引における一般的な実務慣行及  
び本株式交換が不成立となった場合にレアジョブに相応の金銭的負担が生じる報酬  
体系の是非等も勘案の上、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含ま  
れていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。

なお、本特別委員会は、2026年2月20日開催の第1回特別委員会において、三菱UFJ銀行財務開発室の独立性に特段の問題がないことを確認した上で、レアジョブの第三者算定機関として選任することを承認しております。

## ② 算定の概要

### (i) SBI証券による算定

SBI証券は、学研ホールディングスについては、学研ホールディングス株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月14日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

レアジョブについては、レアジョブ株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月14日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価手法による学研ホールディングス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.29～0.34
DCF法	0.30～0.43

SBI証券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及びSBI証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。レアジョブの財務予測その他将来に関する情報については、レアジョブの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。SBI証券の算定は2026年5月14日までにSBI証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、SBI証券の算定は、学研ホールディングスの取締役会が

本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

なお、SBI 証券が DCF 法による算定の根拠としたレアジョブの財務予測について、対前年度比較において利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、オンライン英会話の個人向け会員数の減少等により 2027 年 3 月期において、償却前営業利益（以下「EBITDA」といいます。）及び営業利益が、対前年度比で減少し、2027 年 3 月期において、EBITDA で対前年度比マイナス 23.0%、営業利益で対前年度比マイナス 100.0%、2028 年 3 月期において、ALT 事業の伸長等により、EBITDA で対前年度比 205.6%、営業利益で対前年度比 348 百万円の大幅な増益を見込んでおります。また、2029 年 3 月期は、オンライン英会話事業の回復により、EBITDA で対前年度比 24.4%、営業利益で対前年度比 47.1%を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(ii) 三菱 UFJ 銀行財務開発室による算定

三菱 UFJ 銀行財務開発室は、学研ホールディングスについては、学研ホールディングス株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価分析による算定を行いました。

レアジョブについては、レアジョブ株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、また、レアジョブの将来の事業活動の状況を評価に適切に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF 分析」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価手法による学研ホールディングス株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価分析	0.29~0.34
DCF 分析	0.30~0.44

市場株価分析では、2026 年 5 月 14 日を算定基準日として、学研ホールディングスについては、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値、並びに算定基準日までの直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の終値単純平均値を採用し、レアジョブについては、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終

値、並びに算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値を採用して算定しております。

DCF分析では、レアジョブが現時点で合理的に予測可能な期間まで作成した2027年3月期から2029年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における財務予測、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したレアジョブの将来の収益予想に基づき、レアジョブが2026年4月以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、レアジョブの企業価値や株式価値を分析しております。なお、割引率には加重平均資本コストを採用し、10.00%から12.00%を使用しております。資本コストの計算にあたっては、レアジョブの企業規模等を勘案した上でサイズリスク・プレミアムを加味しております。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、本事業計画における財務予測の推移及び期間等を踏まえて永久成長率を-0.50%から0.50%とした上で、継続価値を2,735百万円から3,803百万円としております。また、非事業用資産として、必要運転資金（レアジョブグループにおける過去の資金繰り実績等を総合的に考慮し算出しております。）を控除した余剰現預金を加算しております。

三菱UFJ銀行財務開発室が、DCF分析の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。当該財務予測には、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、AIを用いた教育事業を行う企業の台頭や消費者トレンドの変化により、個人向け英会話事業が苦戦した結果、2027年3月期は売上高が減少し、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローが大幅に減少することを見込んでおります。一方で、足元における法人向けリスティング事業と個人向けリスティング事業の区分撤廃といった事業立て直しに向けた組織構造の変革等を通じ、顧客数の増加及びコストの圧縮を実現する予定であることから、2028年3月期及び2029年3月期における営業利益及びフリー・キャッシュ・フローは大幅な増加を見込んでおります。

また、本事業計画は、本株式交換の取引条件の妥当性を検討することを目的として、学研ホールディングスから独立した社内検討体制のもとで策定されたものであり、本事業計画の策定にあたっては、過去の業績や足元の収益状況に加え、教育産業市場の状況、具体的には、働き方改革による余暇の有効活用のほか、近年注目されているリスティングのトレンドの中で、社会人学習者が増加傾向にある一方、円安や物価高の影響により消費者の生活費が圧迫され、自己投資に充てる金額が減少傾向にあるという状況等を前提としております。

なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、財務予測には加味しておりません。

(単位：百万円)

	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期
売上高	8,970	9,624	10,184
営業利益	0	348	512
EBITDA	284	584	727
フリー・キャッシュ・フロー	180	380	531

(注) 三菱 UFJ 銀行財務開発室は、本株式交換比率算定書（三菱 UFJ 銀行財務開発室）の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解を招くようなものであるとする事実又は状況等につき三菱 UFJ 銀行財務開発室において一切認識されていないことを前提としております。三菱 UFJ 銀行財務開発室は、本株式交換比率算定書（三菱 UFJ 銀行財務開発室）の作成にあたり使用する情報の中に含まれる財務予測等の予測値はレアジョブによる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたものであるとの前提に立ち、提供を受けた情報をそのまま採用しています。三菱 UFJ 銀行財務開発室は、かかる財務予測等の正確性・妥当性及び実現可能性等について責任を負うものではなく、当該財務予測等及びその前提について意見を述べるものでもありません。三菱 UFJ 銀行財務開発室は、レアジョブ及びその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません（これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があります。）。本株式交換比率算定書（三菱 UFJ 銀行財務開発室）で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、レアジョブにより合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としております。本株式交換比率算定書（三菱 UFJ 銀行財務開発室）において、三菱 UFJ 銀行財務開発室が提供された資料及び情報に基づき提供された仮定をおいて分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としております。三菱 UFJ 銀行財務開発室は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではありません。本株

式交換比率算定書（三菱 UFJ 銀行財務開発室）の作成にあたり使用する情報の真実性・正確性等、あるいは今後入手し得る追加情報の内容次第では評価の前提条件が異なるため、本株式交換比率算定書（三菱 UFJ 銀行財務開発室）の内容も大きく変わる可能性があります。本株式交換比率算定書（三菱 UFJ 銀行財務開発室）は、レアジョブ及びその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに本株式交換比率算定書（三菱 UFJ 銀行財務開発室）に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としております。本株式交換比率算定書（三菱 UFJ 銀行財務開発室）は、本株式交換が適法かつ有効に実施されること、及び本株式交換の実行に必要な全ての政府、監督官庁その他による同意又は許認可が、本株式交換によってもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、三菱 UFJ 銀行財務開発室はこれらについて独自の検証を行う義務を負うものではありません。

### （3） 上場廃止となる見込み及びその理由

本株式交換により、その効力発生日である 2026 年 7 月 31 日（予定）をもって、レアジョブは学研ホールディングスの完全子会社となることから、レアジョブ株式は、東京証券取引所スタンダード市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、2026 年 7 月 29 日に上場廃止（最終売買日は 2026 年 7 月 28 日）となる予定です。上場廃止後は、レアジョブ株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

レアジョブ株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりレアジョブの株主の皆様へ割り当てられる学研ホールディングス株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、1 単元以上の株式については本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所での取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

単元未満株式については、東京証券取引所プライム市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の（注 3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の（注 4）「1 株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、レアジョブの株主の皆様は、最終売買日である 2026 年 7 月 28 日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その所有するレアジョブ株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他法令に定める適法な権利を行使することができます。

（４） 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

両社は、学研ホールディングスが、2026 年 5 月 15 日現在、既にレアジョブ株式 1,903,300 株（2026 年 3 月 31 日時点の発行済株式総数 9,845,600 株から同日時点のレアジョブの自己株式数 297,545 株を控除した株式数に占める所有割合にして 19.93%）を所有しており、レアジョブが学研ホールディングスの持分法適用関連会社であり、学研ホールディングスはレアジョブのその他の関係会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

① 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

学研ホールディングスは両社から独立した第三者算定機関である SBI 証券を、レアジョブは両社から独立した第三者算定機関である三菱 UFJ 銀行財務開発室を、それぞれの第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

算定書の概要については、上記「（２）算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 両社における独立した法律事務所からの助言

学研ホールディングスは、リーガル・アドバイザーとして、西村あさひを選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び学研ホールディングスの意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、西村あさひは、両社から独立した法律事務所であり、両社との間に重要な利害関係を有しておりません。

一方、レアジョブは、リーガル・アドバイザーとして、シティユーワ法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及びレアジョブの意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、シティユーワ法律事務所は、両社から独立した法律事務所であり、両社との間に重要な利害関係を有し

ておりません。また、本特別委員会は、2026年2月20日開催の第1回特別委員会において、シティユーワ法律事務所の独立性に特段の問題がないことを確認した上で、レアジョブのリーガル・アドバイザーとして選任することを承認しております。

③ レアジョブにおける独立性を有する特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

レアジョブは、2026年2月10日、学研ホールディングスから本株式交換の検討・協議を開始したい旨の初期的な意向表明書（以下「初期的意向表明書」といいます。）を受領したところ、学研ホールディングスがレアジョブのその他の関係会社に該当することに鑑み、レアジョブの意思決定に慎重を期し、また、レアジョブの取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するとともに、レアジョブの取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることがレアジョブの一般株主にとって公正であるといえるかどうかについての意見を取得することを目的として、2026年2月16日、三原宇雄氏（公認会計士、レアジョブ社外取締役（監査等委員）兼独立役員）、成松淳氏（公認会計士、レアジョブ社外取締役（監査等委員）兼独立役員）及び五十嵐幹氏（レアジョブ社外取締役（監査等委員）兼独立役員）の3名により構成される本特別委員会を設置いたしました。また、本特別委員会の委員の互選により本特別委員会の委員長として三原宇雄氏が選定されました。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本株式交換の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

また、レアジョブは、本特別委員会に対して、(a) 本株式交換の是非（本株式交換がレアジョブの企業価値の向上に資するか否か）、(b) 本株式交換の取引条件の公正性、(c) 本株式交換に係る手続の公正性、(d) 上記(a)から(c)を踏まえ、本株式交換の実施を決定することがレアジョブの一般株主にとって公正なものであるといえるか（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。加えて、レアジョブは、本特別委員会を取締役会から独立した会議体として位置付け、取締役会は、本株式交換に関する意思決定を行うに際して、本答申書において示された本特別委員会の意見を最大限尊重するものとし、特に、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、取締役会は、本株式交換を行う旨の意思決定を行わないこととする旨を決議しております。

あわせて、レアジョブは、本特別委員会に対して、(ア) 本特別委員会が自

ら交渉を行うこともできるほか、適時に交渉状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができる権限、(イ) 必要に応じて自らの外部アドバイザー等（ファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関、リーガル・アドバイザー等）を選任し（この場合の費用はレアジョブが負担します。）、又は、レアジョブが選任する外部アドバイザー等について、指名又は承認（事後承認を含みます。）し、本特別委員会として、レアジョブが選任する外部アドバイザー等を信頼して専門的助言を求められることができると判断した場合には、当該アドバイザー等を活用することができる権限、並びに（ウ）答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集をレアジョブの役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限を付与することを決議しております。

#### (ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2026年2月20日から2026年5月14日までに、合計11回にわたって開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議等を行う等して、本諮問事項について慎重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、レアジョブが選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室並びにリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所について、いずれも独立性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。

その上で、学研ホールディングス及びレアジョブの両社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換により創出されるシナジーの内容、本株式交換後の経営方針、従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、レアジョブからは、株式交換比率の算定の前提となる本事業計画の作成手続及び内容についても説明を受け、質疑応答を行いました。また、レアジョブのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室から、株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、レアジョブのリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から、本株式交換に係るレアジョブ取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。

なお、本特別委員会は、両社の間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適宜に報告を受けた上で、学研ホールディングスから本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで複数回にわたり交渉の

方針等について協議を行い、レアジョブに意見する等して、学研ホールディングスとの交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、(a) 本株式交換はレアジョブの企業価値の向上に資すると考えられるため、その実施は相当であると思料する旨、(b) 本株式交換の取引条件には公正性が認められる旨、(c) 本株式交換に係る手続には公正性が認められる旨、(d) 上記(a)から(c)を踏まえると、本株式交換の実施を決定することはレアジョブの一般株主にとって公正なものであると思料する旨の答申書を、2026年5月14日付で、委員全員の一致で、レアジョブ取締役会に対して提出しております。本答申書の内容については、学研ホールディングス及びレアジョブが2026年5月15日付で公表した「株式会社学研ホールディングスによる株式会社レアジョブの完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」の別添の2026年5月14日付「答申書」をご参照ください。

- ④ レアジョブにおける利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認

レアジョブは、シティニューワ法律事務所から得た法的助言、三菱UFJ銀行財務開発室から取得した本株式交換比率算定書（三菱UFJ銀行財務開発室）の内容、本特別委員会から入手した本答申書、本特別委員会が学研ホールディングスとの間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容及びその他の資料を踏まえ、学研ホールディングスによる本株式交換がレアジョブの企業価値の向上に資するか、本株式交換比率を含む本株式交換に係る取引条件が公正なものかについて慎重に審議・検討を行った結果、2026年5月15日開催のレアジョブの取締役会において、本株式交換契約を締結することを決議いたしました。

上記のレアジョブの取締役会においては、学研ホールディングスはレアジョブのその他の関係会社に該当することに鑑み、利益相反のおそれを回避する観点から、レアジョブの取締役7名のうち、学研ホールディングスの執行役員を兼務している谷口正一郎氏を除く6名の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）により審議の上、全員一致により上記決議を行っております。

また、同じく利益相反のおそれを回避する観点から、レアジョブの取締役のうち、谷口正一郎氏は、上記取締役会を含む本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、レアジョブの立場で本株式交換の協議及び交渉にも参加しておりません。

⑤ レアジョブにおける独立した検討体制の構築

レアジョブは、学研ホールディングスから独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を社内に構築いたしました。具体的には、レアジョブは、2026年2月10日に、学研ホールディングスより初期的意向表明書を受領して以降、本株式交換に関する検討（株式交換比率の算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びに学研ホールディングスとの協議及び交渉を行う体制を構築いたしました。

本特別委員会は、2026年2月20日開催の第1回特別委員会において、シティユーワ法律事務所の助言を踏まえ、本株式交換について社内で検討、交渉及び判断を行うにあたり、レアジョブの取締役のうち学研ホールディングスの執行役員を兼務している谷口正一郎氏及び学研ホールディングスの役職員等を兼務又は兼任するレアジョブの従業員については、本株式交換に関して利害関係を有すると考えられることから、レアジョブにおける本株式交換に関する検討、学研ホールディングスとの協議及び交渉には一切参加しないこととする旨を確認いたしました。これらの取扱いを含めて、レアジョブの検討体制に独立性、公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

⑥ 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケットチェック）

両社は、レアジョブが学研ホールディングス以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者がレアジョブとの間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本株式交換契約を承認するためのレアジョブの定時株主総会は本株式交換契約の締結が公表されてから1ヶ月超後である2026年6月25日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による機会が十分に確保されていると考えております。

3. 本株式交換の対価として学研ホールディングス株式を選択した理由

両社は、本株式交換の対価として、学研ホールディングス株式を選択いたしました。学研ホールディングスは、かかる交換対価につき、①学研ホールディングス株式が東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生後も、引き続き同市場において取引機会が確保されていること、及び②レアジョブの株主の皆様は、学研ホールディングス株式を交換対価として受け取ることにより本株式交換によるシナジーを

享受することも期待できることを考慮して、上記の選択は適切であると考えております。

4. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する学研ホールディングスの資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。かかる扱いにより、学研ホールディングスの財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

資本金の額：0円

資本準備金の額：会社計算規則第39条に従い学研ホールディングスが別途定める額

利益準備金の額：0円

**【株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容】**

次ページ以降をご参照ください。

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済は、積極的な経済政策の推進が続いており、日経平均株価は史上初の6万円台を目前とする伸長を見せました。年度前半はアメリカの関税引き上げによる輸出鈍化、後半はアメリカとイランの軍事作戦による世界経済への打撃など、世界情勢のマイナス影響はあったものの、緩やかな回復から成長が見込まれています。

一方で、円安による輸入コスト増加や人件費高騰の影響などから、消費活動レベルでは食品・日用品・サービスなど全方位での価格上昇が続いています。加えて、中東情勢悪化に伴う原油や液化天然ガスなどの輸入大幅減少が直接的な引き金となり、価格上昇を越えて供給停止に至るケースも出始めています。日々の生活コストが逼迫することから、従来にも増して海外旅行のようなレジャーや留学といった自己投資にコストをかけづらくなっているのが実情です。

英語学習市場においては、個人向けと法人向けそれぞれの市場でニーズの変化が顕在化してきました。個人向けでは、趣味教養を目的としたライト層がAIやアプリを活用した安価で手軽なサービスを利用するのに対し、本気度の高い学習者はハイエンドのコーチングサービスを選ぶなど、2極化の傾向が見られます。法人向けでは、コストをかけて研修を行う以上は費用対効果を重視するという傾向が一層強まってきました。そして、学習者レベルでは「挫折と停滞を繰り返し、学習を継続できない」「仕事で英語を使えるようになりたいが、時間もコストもかけられない」という声が聞かれます。こうした課題に対し、レアジョブグループでは市場の垣根を越えた包括的な英語学習サービスの提供に向け、組織体制変更とサービスラインナップの再構築を進めております。

大人向けのリスキリング事業では、新機能やサービスのリリースを行うと同時に、より有機的な連携のもとにサービス提供できる基盤を固めるため、グループ会社の再編を行いました。個人・法人・エンジニアリングを1社に統合し、よりスピーディで一体感を持った事業運営ができる体制を整えました。自社サービスの展開としては、「レアジョブ英会話 ビジネス英会話コース」の販売強化に加え、プロコーチとAIが伴走して自律的な学習をサポートする新サービス「レアジョブ英会話コーチング」、英語中上級の伸び悩みを突破する法人研修「CAPE-Impact」も本格的に提供を開始し、早期の収益貢献を目指しております。同時に、ライト層の学習者へのリーチはアライアンスを加速させるなど、学習ニーズと英会話カレベルを全方位でカバーするためのラインナップ拡充と戦略の実行を推進してまいります。

子ども・子育て支援事業では、サービス連携及びグループ会社間シナジーによる競争優位性の向上を進めてまいります。主要サービスであるALT派遣にオンライン英会話を組み合わせたブレンディッド教育を提案できるのは、両サービスを保有している株式会社ボーダーリンクの強みです。このソリューションを通して、更なるシェア拡大を進めてまいります。また、2025年9月にグループに参画した株式会社東京インターナショナルスクールグループは、英語で学ぶ探究型カリキュラムを提供するキンダーガーデン・アフタースクール事業を営んでいます。オンライン英会話サービスの提供による競争優位性の向上、オンライン探究型カリキュラムの共同開発など、グループ内でのシナジー創出を進めてまいります。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の測定方法に基づいております。

### リスキリング事業

当連結会計年度において、個人向けサービスの会員数減少及び資格サービス事業の譲渡により、売上高は3,885,712千円と前年同期比781,262千円（△16.7%）の減収となりました。その結果、セグメント利益は207,451千円と同309,579千円（△59.9%）の減益となっております。

### 子ども・子育て支援事業

当連結会計年度において、ALT派遣サービスの新規自治体の獲得に加え、新たにレアジョブグループに参画した株式会社東京インターナショナルスクールグループの売上高が9月から寄与していることから、売上高は5,714,867千円と前年同期比666,100千円（13.2%）の増収となりました。一方で、同社の株式取得に伴うデュー・デリジェンス及びアドバイザー費用の計上等により、セグメント利益は440,748千円と同135,092千円（△23.5%）の減益となっております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は9,600,579千円と前年同期比115,162千円（△1.2%）の減収、EBITDAは386,326千円と同363,246千円（△48.5%）の減少、営業利益は78,249千円と同363,942千円（△82.3%）の減益、経常利益は93,799千円と同330,453千円（△77.9%）の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は325,777千円と同56,869千円（21.1%）の増益となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、ソフトウェアの開発等、総額91,061千円となっております。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、株式会社東京インターナショナルスクールグループの株式取得対価の原資として、長期借入金500,000千円を調達いたしました。

### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2026年1月5日を効力発生日として、当社の資格サービス事業を会社分割により新設会社に承継させた上で、新設会社の発行済株式の全部を当社のその他の関係会社である株式会社学研ホールディングスに譲渡いたしました。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

① 完全子会社の吸収合併

当社は、2025年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、完全子会社である株式会社K12ホールディングスを吸収合併消滅会社とする吸収合併により、同社の権利義務を承継いたしました。

② 連結子会社間の吸収合併

当社の完全子会社である株式会社プロゴスと株式会社レアジョブテクノロジーは、2026年1月1日を効力発生日として、株式会社プロゴスを吸収合併存続会社、株式会社レアジョブテクノロジーを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年8月29日付で、株式会社東京インターナショナルスクールグループの全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

(7) 対処すべき課題

当社グループは「Chances for everyone, everywhere.」をグループビジョンに掲げ、「世界中の人々が、それぞれの能力を発揮し、活躍できる世の中の実現」を目指しております。現在、当社グループはオンライン英会話サービスを主軸に、グローバルリーダー育成プログラムやプロコーチとAIが伴走するコーチングサービスなど、多様なリスキリングサービスを提供しております。またALT派遣サービスや子ども向け英会話サービス、キンダーガーデンとアフタースクールの運営・フランチャイズ展開、オンライン探究型カリキュラムの開発・提供等、幼児から高校生まで幅広い年代の子どもを対象とするサービスも展開しております。当社グループは「【人×AI】の共創で提供価値最大化を実現」と「シナジーと協業で、競争優位性の確立と事業展開を加速」という2つの未来の実現に向け、以下の事項を今後の主要な課題として認識し、戦略的なグループ経営を推し進める方針であります。

① オンライン学習サービスの品質向上について

今後の事業拡大のためには、ユーザーのニーズに応じて提供サービスの品質向上を図る必要があると認識しております。近年、英語学習市場においては、学習者の種類と利用サービスの多様化・細分化が進んでいます。個人向け市場は趣味教養を目的としたライト層が多く、その中でも手軽かつ低単価なサービスはAI/アプリ、本気度が高いサービスはコーチングと、2極化する傾向にあります。これに対して、当連結会計年度においては、サービスラインナップの拡充を推進しており、2026年1月には、プロコーチとAIが伴走して自律的な学習をサポートする新サービス「レアジョブ英会話コーチング」の提供を開始いたしました。さらに、ライト層の学習者へのリーチにはアライアンスを加速させるなど、より広いマーケット・対象者に適切なサービスを提供してまいります。

② 組織体制、人材の強化について

当社グループが、業容の拡大及び経営体制の強化を実現していく上で、人材の確保・育成は不可欠であります。「【人×AI】の共創で提供価値最大化を実現」という目指すべき未来に向け、新たな価値を創出できる人材の育成に注力しております。こうした人材が最大限の能力を発揮し、戦略を迅速かつ効果的に遂行できる基盤を構築するため、組織体制を抜本的に刷新いたしました。2026年4月に経営資源の一体化を目的とした、当社の連結子会社である株式会社プロゴスを吸収合併いたしました。さらに、従来の本部制を廃止し、「コンシューマー」「法人」「テクノロジー」の3領域の垣根を払った新体制へ移行いたしました。新体制下では、各執行役員が担当領域の専門性を活かしつつ、領域横断的な「全社最適」の視点から機動的に意思決定を行う体制を構築しております。多様な専門性を持つ人材が組織の壁を越えて連携し、更なる企業価値の向上に邁進してまいります。

③ システムの安定的な稼働と強化について

当社グループが目指す「【人×AI】の共創で提供価値最大化を実現」という未来において、サービス提供の基盤となるシステムの重要性は一層高まっております。グループ内の経営資源を一体化させた新体制のもと、AI分野への戦略的投資を強化し、安全性と安定性を兼ね備えたシステムの構築を推進してまいります。また、サイバーセキュリティ対策に加え、AI活用に関するガイドラインの運用を徹底するなど、安定運用と技術革新を両立させることで、継続的な事業展開を支える強固な技術基盤を確立していく方針です。

④ 当社グループブランドの知名度向上について

当社グループは、オンライン英会話サービスにおいて一定の知名度を得ているものと認識しております。しかしながら、更なる事業拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、目指すべき未来として掲げる「シナジーと協業で、競争優位性の確立と事業展開を加速」させ、EdTechグループとしてのブランディングを強化することが重要です。各事業セグメントにおいて、以下のとおり取り組みを進めてまいります。

●リスキリング事業

市場の実態に合わせ、ビジネス英語学習におけるプロダクトラインナップを再定義いたしました。学習意欲の高い層に向けては、2026年1月提供開始の「レアジョブ英会話コーチング」や法人研修「CAPE-Impact」といった高付加価値サービスの知名度向上に注力し、成果を追求するビジネス英語のトップブランドを確立いたします。一方で、カジュアルに学習するライト層に対しては、他事業者との積極的なアライアンス（協業）を推進することで、効率的にターゲット層へリーチし、グループ全体の認知拡大を図ってまいります。

●子ども・子育て支援事業

ALT派遣サービスにおいて、オンライン英会話を組み合わせた「ブレンディッド教育」を提案できるグループシナジーを最大の強みとし、自治体や学校現場における唯一無二のブランド地位を確立してまいります。また、新たにグループへ加わった東京インターナショナルスクールグループのブランド力と実績を最大限に活用し、プリスクールや学童保育市場においても「質の高い英語教育のレアジョブ」としてのプレゼンスを発揮し、市場の認知獲得を進めてまいります。

⑤ 経営管理体制の強化について

当社グループが継続的に安定してサービスを提供し、中長期的に企業価値を向上させるためには経営管理体制の強化や、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを行うことが重要だと考えております。この方針のもと、経営資源が一体化した新体制下において、内部統制の高度化と意思決定の迅速化を両立させ、グループ全体の統治能力をより一層高めてまいります。また、ISMS認証に基づく個人情報保護の継続的改善に加え、AIガバナンスの強化にも注力してまいります。これらを通じ、法令遵守と社会倫理を徹底した健全な経営体制を確立し、持続的な成長と企業価値の向上に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区分	第16期 (2023年3月期)	第17期 (2024年3月期)	第18期 (2025年3月期)	第19期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高 (千円)	5,787,323	10,175,419	9,715,742	9,600,579
経常利益 (千円)	279,430	700,700	424,252	93,799
親会社株主に 帰属する 当期純利益 (△は損失) (千円)	194,038	△288,067	268,908	325,777
1株当たり 当期純利益 (△は損失) (円)	20.69	△30.49	28.34	34.16
総資産 (千円)	6,835,102	6,256,365	5,891,460	6,598,118
純資産 (千円)	2,624,428	1,833,621	1,931,754	2,245,491
1株当たり 純資産額 (円)	255.44	191.59	203.27	235.18

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
RareJob Philippines, Inc.	19,350千 フィリピンペソ	99.997%	英会話講師の選定・教育・管理業務
Borderlink Educational Services, Inc.	10,000千 フィリピンペソ	※ 99.995%	オンライン英会話レッスンの提供
Rarejob English Assessment, Inc.	48,890千 フィリピンペソ	99.999%	アセスメント事業
株式会社プロゴス	50,000千円	100.000%	グローバルリーダーの評価・育成・採用等関連事業
株式会社ボーダーリンク	91,000千円	100.000%	ALT派遣事業、文教事業
株式会社東京インターナショナルスクールグループ	45,000千円	100.000%	キンダーガーデンとアフタースクールの運営、カリキュラム開発と提供、外国人講師の派遣

(注) 1. ※の出資比率には、間接保有分を含んでおります。

2. 株式会社東京インターナショナルスクールグループは、2025年8月29日付で当社が同社の全株式を取得したことにより、当社の完全子会社となっております。
3. Borderlink Educational Services, Inc. については、2025年10月21日付で RIPPLE KIDS EDUCATIONAL SERVICES, INC. から名称を変更しております。
4. 前事業年度において当社の完全子会社であった株式会社レアジョブテクノロジーは、2026年1月1日付で当社の完全子会社である株式会社プロゴスを存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。
5. 前事業年度において当社の完全子会社であった株式会社K12ホールディングスは、2025年7月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ボーダーリンク	埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目16番地1	2,482百万円	5,307百万円

## 2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 28,816,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,548,055株 (自己株式297,545株を除く。)
- (3) 当事業年度末の株主数 10,064名

### (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
中村 岳	2,011,595株	21.07%
株式会社学研ホールディングス	1,903,300株	19.93%
株式会社UED	882,400株	9.24%
株式会社増進会ホールディングス	480,000株	5.03%
鄭 勝喜	215,400株	2.26%
株式会社RISO	204,545株	2.14%
藤田 利之	166,300株	1.74%
レアジョブ従業員持株会	146,600株	1.54%
株式会社ZuittJP	116,900株	1.22%
DAIWA CM SINGAPORE LTD - NOMINEE KATO TOMOHISA	116,900株	1.22%

- (注) 1. 当社は自己株式297,545株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 2026年4月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社UEDが2026年4月6日現在で902,100株を保有されている旨が記載されておりますが、上記大株主の状況には含めておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

株式報酬の内容	譲渡制限付株式報酬
払込期日	2025年8月18日
株式の種類及び株式数	当社普通株式 22,284株
処分価額	1株につき359円
割当先	当社取締役（監査等委員を除く）2名
譲渡制限期間	対象役員については、2025年8月18日から当社又は当社子会社の取締役又は従業員の内いずれも退任又は退職するまでの間。
譲渡制限の解除条件	対象役員が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

#### 取締役、その他役員に交付した株式報酬の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
当社取締役（監査等委員を除く）	22,284株	2名
当社社外取締役（監査等委員を除く）	0株	0名
当社社外取締役（監査等委員）	0株	0名

- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
中村 岳	代表取締役社長	gooddaysホールディングス株式会社 社外取締役
坪内 俊一	取締役	
安井 康真	取締役	
谷口 正一郎	取締役	株式会社学研ホールディングス 執行役員
三原 宇雄	取締役（監査等委員）	三原公認会計士事務所 所長 株式会社ネオマーケティング 社外取締役（監査等委員）
成松 淳	取締役（監査等委員）	ウォンテッドリー株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社クロス・マーケティンググループ 社外取締役（監査等委員） ナイル株式会社 社外取締役（監査等委員） クックパッド株式会社 社外取締役 株式会社メタプラネット 社外取締役（監査委員会委員長）
五十嵐 幹	取締役（監査等委員）	株式会社クロス・マーケティンググループ 代表取締役社長兼CEO 株式会社クロス・マーケティング 代表取締役社長兼CEO

- (注) 1. 取締役のうち、谷口正一郎氏、三原宇雄氏、成松淳氏及び五十嵐幹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員のうち、三原宇雄氏及び成松淳氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、社外取締役のみで監査等委員会を構成することとしているため、常勤の監査等委員を選定していませんが、監査等委員補助者が監査等委員の職務を補助しており、監査等委員と緊密な連携を取ることで、監査の実効性を確保しております。
4. 取締役谷口正一郎氏、三原宇雄氏、成松淳氏及び五十嵐幹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

2021年2月12日開催の取締役会において、以下のとおり決議しております。

#### ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

#### イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### ウ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、現時点では導入しておらず、今後検討していくものとする。非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、当社と付与対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結したうえで、役位に応じて決定された数の当社普通株式を交付するものとする。

#### エ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえて決定する。

#### オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の審議を経たうえで、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び株式報酬の額とする。

## ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、金銭報酬については2020年6月23日開催の第13期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、譲渡制限付株式報酬については、2020年6月23日開催の第13期定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）と決議しております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名であります。

また、ストック・オプションについては2018年6月21日開催の第11期定時株主総会において、年額30百万円以内（ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）と決議しております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名であります。

なお、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第9回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議しております。当該決議に係る監査等委員である取締役の員数は3名であります。

## ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、報酬等の決定に係る手続きの透明性・客観性を強化するため、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会を設置しております。当該委員会の審議を経たうえで、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長中村岳が株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。なお、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び株式報酬の額としております。

これらの権限を委任した理由は、当社グループの経営状態や取り巻く環境等を、当社において最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

取締役会は、役員の報酬額が恣意的に決定されることなく、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるために必要なモニタリング措置を講じており、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を 除く） （うち社外取締役）	38,548 (-)	30,002 (-)	- (-)	8,545 (-)	3 (-)
監査等委員である 取締役 （うち社外取締役）	16,800 (16,800)	16,800 (16,800)	- (-)	- (-)	3 (3)

- (注) 1. 期末現在の人員数は取締役（監査等委員を除く）4名（うち社外取締役1名）、取締役（監査等委員）3名（うち社外取締役3名）であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 基本報酬が無報酬の取締役（監査等委員を除く）は、3名であります。うち2名は、連結子会社より基本報酬を支給しております。
4. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく、当事業年度における費用計上額を記載しております。
5. 非金銭報酬等に含まれる譲渡制限付株式報酬制度の概要は、「2.（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のほか、以下のとおりです。

払込期日	2024年8月19日
株式の種類及び株式数	当社普通株式 23,310株
処分価額	1株につき429円
割当先	当社取締役（監査等委員を除く）2名
譲渡制限期間	対象役員については、2024年8月19日から当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれも退任又は退職するまでの間。
譲渡制限の解除条件	対象役員が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

- (注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>4,095,466</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,161,115</b>
現金及び預金	3,008,685	短期借入金	450,000
売掛金	650,720	1年内返済予定の長期借入金	379,000
前払費用	127,159	リース債務	1,042
デリバティブ債権	21,778	未払金	201,015
その他の	287,121	未払費用	497,617
<b>固定資産</b>	<b>2,502,652</b>	未払法人税等	43,862
<b>有形固定資産</b>	<b>161,849</b>	未払消費税等	85,686
建物	103,717	前受金	266,167
工具、器具及び備品	38,882	預り金	146,533
車両運搬具	1,629	賞与引当金	80,095
使用権資産	905	その他の	10,094
建設仮勘定	16,714	<b>固定負債</b>	<b>2,191,511</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,982,876</b>	長期借入金	1,804,482
商標権	1,598	退職給付に係る負債	87,213
ソフトウェア	205,394	資産除去債務	4,292
ソフトウェア仮勘定	32,920	繰延税金負債	295,067
のれん	918,898	その他の	454
顧客関連資産	814,879	<b>負債合計</b>	<b>4,352,626</b>
その他の	9,184	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>357,926</b>	<b>株主資本</b>	<b>2,199,614</b>
投資有価証券	3,330	資本金	657,207
敷延税金資産	156,490	資本剰余金	604,194
その他の	156,120	利益剰余金	1,122,535
	41,985	自己株式	△184,323
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>45,873</b>
		繰延ヘッジ損益	15,222
		為替換算調整勘定	35,630
		退職給付に係る調整累計額	△4,979
		非支配株主持分	3
		<b>純資産合計</b>	<b>2,245,491</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,598,118</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>6,598,118</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書  
(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	9,600,579
売上原価	5,738,099
売上総利益	<b>3,862,480</b>
販売費及び一般管理費	3,784,230
営業外収益	<b>78,249</b>
受為受そ	4,346
取替	5,551
取手の数	25,532
営業外費用	7,944
支そ	26,041
経常利益	1,784
特別利益	<b>93,799</b>
固定資産売却益	1,356
関係会社株式売却益	414,958
事業有価証券評価損	16,729
投資有価証券評価損	2,179
減損	17,376
税金等調整前当期純利益	<b>473,828</b>
法人税、住民税及び事業税	143,239
法人税	4,810
当期純利益	<b>325,778</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純利益	325,777

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 第19期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

1. 企業集団の現況に関する事項
  - (1) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)
  - (2) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)
  - (3) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)
  - (4) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)
  - (5) その他株式会社の現況に関する重要な事項
2. 新株予約権等に関する事項
3. 会社役員に関する事項
  - (1) 責任限定契約の内容の概要
  - (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
  - (3) 社外役員に関する事項
4. 会計監査人に関する事項
5. 業務の適正を確保するための体制  
及びその運用状況の概要  
連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表  
貸借対照表及び損益計算書  
計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表  
監 査 報 告  
株式会社学研ホールディングスの定款  
株式会社学研ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等

株式会社レアジョブ

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業名	事業内容
リスキリング事業	時代の変化に対応するために、新しい知識やスキルを学ぶ「リスキリング (Reskilling)」を軸とした事業
子ども・子育て支援事業	幼児から高校生まで幅広い年代の子どもを対象とする事業

### (2) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

#### ① 当社

名称	所在地
本 社	東京都渋谷区

#### ② 子会社

名称	所在地
RareJob Philippines, Inc.	フィリピン ケソン市
Borderlink Educational Services, Inc.	フィリピン セブ市
Rarejob English Assessment, Inc.	フィリピン カガヤン・デ・オロ市
株式会社プロゴス	東京都渋谷区
株式会社ボーダーリンク	埼玉県さいたま市
株式会社東京インターナショナルスクールグループ	東京都目黒区

### (3) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

#### ① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
572名(156名)	42名減（106名増）

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時従業員等は（ ）内に年間平均雇用人員を概数で記載しております。なお、当社グループ雇用の人材派遣社員、業務請負社員については従業員数及び臨時従業員等には含まれておりません。
2. 同一の従業員が複数の事業に横断的に従事しているため、セグメントに関連付けての記載は行っておりません。
3. 従業員数の減少の主な理由は、海外子会社の組織再編に起因するものであります。
4. 臨時従業員数の増加の主な理由は、株式会社東京インターナショナルスクールグループの子会社化に起因するものであります。

#### ② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45名(10名)	1名減（1名減）	40.5歳	4.9年

(注) 従業員数は就業人数であり、臨時従業員等は（ ）内に年間平均雇用人員を概数で記載しております。

### (4) 主要な借入先（2026年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,191,400 千円
株式会社みずほ銀行	635,720
株式会社りそな銀行	483,340
株式会社千葉銀行	177,293
三井住友信託銀行株式会社	78,569
株式会社商工組合中央金庫	52,160
日本生命保険相互会社	15,000

### (5) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 新株予約権等に関する事項

会社の新株予約権等に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
  
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
  
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

#### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には、填補の対象とならないなど、一定の免責事由を設けております。

#### (3) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

当社の社外役員に関する重要な兼職先につきましては、「3. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。当社と各兼職先の間には開示すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	谷口 正一郎	社外取締役就任後に開催された取締役会には13回中13回(100.0%)出席し、財務・会計関連分野における豊富な経験と専門的な見識に基づき、議案・審議につき必要な発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員)	三原 宇雄	当事業年度開催の取締役会には17回中16回(94.1%)出席し、監査等委員会には13回中12回(92.3%)出席し、公認会計士としての見識に基づき、議案・審議につき必要な発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員)	成松 淳	当事業年度開催の取締役会には17回中17回(100.0%)出席し、監査等委員会には13回中13回(100.0%)出席し、公認会計士としての見識に基づき、議案・審議につき必要な発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員)	五十嵐 幹	当事業年度開催の取締役会には17回中17回(100.0%)出席し、監査等委員会には13回中13回(100.0%)出席し、IT業界の会社経営による豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議につき必要な発言を適宜行っております。

イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社は、社外取締役について、経営全般、財務・会計、金融・資本市場、コンプライアンス・リスクマネジメント及び海外ビジネスに関する知見等、幅広い分野の専門性・経験を持つ方を社外取締役として選任しており、社外取締役は、以下の期待される役割・責任を果たしております。

- (ア)経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値向上の観点から助言を行うこと
- (イ)経営陣幹部の選解任その他の取締役の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (ウ)会社と経営陣・主要株主との間の利益相反を監督すること
- (エ)経営陣・主要株主から独立した立場で各ステークホルダーの意見を取締役に適切に反映すること

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額        | 43,300千円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 43,300千円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、当事業年度において、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、管理部門が全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に役職員教育等を行う。
  - b. 内部監査担当は、コンプライアンスの遵守状況を監査する。なお、法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段としてヘルプラインを設置し、管理部門がその運営を行う。
  - c. 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、「コンプライアンス規程」に従って、グループ経営会議に報告の上、外部専門家と協力しながら対応に努める。
  - d. 役職員の法令・定款違反等の行為については、適正に処分を行う。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役は、「文書管理規程」により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、リスク管理規程等の諸規程、ガイドライン及びマニュアル等の制定や、役職員に対するリスク管理に関する教育・研修を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者を定める。
  - b. 情報セキュリティポリシーを整備し、情報セキュリティの強化並びに個人情報の保護に努める。
  - c. 当社では、大震災等の災害時を想定した事業継続計画（BCP）を策定しており、不測の事態が発生した場合には、必要に応じて代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置、全役職員が一体となって危機に対応し、被害の発生を防止し、又は損害の拡大を最小限にとどめる体制をとる。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
  - b. 取締役は、取締役会で定めた中期経営計画及び単年度予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況について取締役会に報告する。
  - c. 「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に業務執行の手続きを簡明に定め、効率的な業務執行を可能にする。

- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a. コンプライアンス、リスク管理体制その他内部統制に必要な制度は、当社グループ全体を横断的に対象とし、当社がその管理運営にあたる。
  - b. 当社の内部監査担当は、子会社の監査を通じて、当社グループの内部統制の状況を把握・評価する。また、財務報告に係る内部統制については、当社の内部監査担当が子会社の内部統制評価及び報告を行う。
  - c. 子会社は当社の監査等委員に対し、リスク情報を含めた業務執行状況の報告を行う。
  - d. 子会社の事業活動に係る決裁権限は、「関係会社管理規程」による。
- ⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項  
監査等委員は、内部監査担当者に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、使用人が当社の監査等委員に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制
  - a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会との協議により決定する方法による。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員から情報の提供を求められた際に、遅滞なく業務執行等の情報を報告する。
  - b. 監査等委員会へ報告した取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、使用人に周知徹底する。
- ⑧ 監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a. 監査等委員がその職務の執行にあたり生じた費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  - b. 当社監査等委員が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担する。
  - c. 監査等委員は、実効的な監査を行うため、代表取締役、会計監査人、内部監査担当とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
内部統制システムの構築に関する基本方針及び関連規程に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- a. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であると判明した場合には取引を解消する。なお、当社取締役及び使用人で取引を開始しようとする者は、「反社会的勢力対策に関する規程」に従い、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で当該取引を開始する。
- b. 管理部門を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理、蓄積を行う。また、取締役及び使用人が基本方針を遵守するような教育体制を構築すると共に、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- c. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察、顧問法律事務所、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従って、具体的な取り組みを行うと共に、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかのモニタリングを常時行っております。併せて、管理部門は当社の各部門に対して、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、個人情報保護、インサイダー取引防止及び財務報告に係る内部統制に関する教育及び研修を実施しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	657,207	621,680	846,064	△227,196	1,897,755
当期変動額					
剰余金の配当			△47,516		△47,516
親会社株主に帰属する 当期純利益			325,777		325,777
譲渡制限付株式報酬		△19,275		42,873	23,597
利益剰余金から 資本剰余金への振替		1,789	△1,789		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△17,485	276,471	42,873	301,858
当期末残高	657,207	604,194	1,122,535	△184,323	2,199,614

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	236	△1,236	40,721	△5,729	33,991	7	1,931,754
当期変動額							
剰余金の配当							△47,516
親会社株主に帰属する 当期純利益							325,777
譲渡制限付株式報酬							23,597
利益剰余金から 資本剰余金への振替							－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△236	16,459	△5,090	750	11,881	△3	11,878
当期変動額合計	△236	16,459	△5,090	750	11,881	△3	313,737
当期末残高	－	15,222	35,630	△4,979	45,873	3	2,245,491

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 6社

海外3社、国内3社、合計6社の子会社を連結範囲に含めております。

#### (2) 主要な連結子会社の名称

(在外連結子会社)

RareJob Philippines, Inc.

Borderlink Educational Services, Inc.

Rarejob English Assessment, Inc.

(国内連結子会社)

株式会社プロゴス

株式会社ボーダーリンク

株式会社東京インターナショナルスクールグループ

当連結会計年度において、株式会社東京インターナショナルスクールグループの株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、当社の連結子会社であった株式会社K12ホールディングスは、当社に吸収合併され消滅会社となったため、連結の範囲から除外しております。また、当連結会計年度において、当社の連結子会社であった株式会社レアジョブテクノロジーズは、株式会社プロゴスを存続会社とする吸収合併により消滅会社となったため、連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度において、RIPPLE KIDS EDUCATIONAL SERVICES, INC. は、Borderlink Educational Services, Inc.に社名を変更しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社の数 1社

#### (2) 主要な持分法適用の関連会社の名称

Grandline Philippines Corporation

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、RareJob Philippines, Inc.、Borderlink Educational Services, Inc.、Rarejob English Assessment, Inc.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

##### ② デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（使用权資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～18年
工具、器具及び備品	3～15年
車両運搬具	2年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
ソフトウェア（自社利用分）	3～5年（社内における利用可能期間）
顧客関連資産	25年

##### ③ 使用权資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、リスキリング事業においては、個人や法人を顧客として、主にオンライン英会話サービス、グローバルリーダー育成プログラム、資格取得支援サービス等の教育サービスを提供しております。また、子ども・子育て支援事業においては、教育機関を顧客としたALT派遣サービスや、児童生徒向けのオンライン英会話サービス、オフライン英会話教室等を提供しております。

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

#### (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

##### ① 退職給付に係る会計処理の方法

###### 退職給付見込額の期間帰属方法

一部の連結子会社の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

###### 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

##### ② 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

##### ③ 重要なヘッジ会計の方法

###### ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

###### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…直物為替先渡取引（NDF、通貨オプション）

ヘッジ対象…外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

#### ヘッジ方針

当社グループではデリバティブ取引に関するリスク管理体制に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

#### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

#### ④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10年から14年の期間で均等償却しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

当社グループの連結計算書類は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されており、この連結計算書類の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び予測を行わなければなりません。したがって、当該見積り及び予測については不確実性が存在するため、将来生じる実際の結果はこれらの見積り及び予測と異なる場合があります。

当社グループでは、特に以下の会計上の見積り及び仮定が当社の連結計算書類に重要な影響を与えるものと考えております。

### のれん及び顧客関連資産の評価

#### 1. 当連結会計年度の連結計算書類上に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
のれん	918,898
顧客関連資産	814,879

#### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2023年4月1日付で、株式会社ボーダーリンクの株式取得を行いました。当該企業結合の結果として識別されたのれんの未償却額800,969千円及び顧客関連資産の未償却額814,879千円を当連結会計年度末において連結貸借対照表に計上しております。

企業結合により計上したのれん及び顧客関連資産は、その効果の発現する期間にわたって均等償却されますが、のれんを含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較し、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上されます。

減損の兆候に該当するかどうかは、主としてのれんを含む資産グループの営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続的なマイナスとなっている又は継続してマイナスになる見込みであることにより判断され、当連結会計年度において、減損の兆候はないと判断しております。

また、減損の兆候判定に利用される事業計画は、主として既存顧客の減少率を含む将来の顧客契約数の推移、契約単価、講師採用数、費用等の予測についての仮定を含んでおります。

翌連結会計年度以降、のれんを含む資産グループの営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続的にマイナス又は継続してマイナスになる見込みとなった場合や経営環境の著しい悪化が生じた場合など、減損の兆候があると認められ、減損損失の認識の要否判定の結果、減損損失の認識が必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産 269,356千円

2. 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越限度額の総額 1,600,000千円

借入実行残高 450,000千円

差引額 1,150,000千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 関係会社株式売却益は、当社が運営する資格サービス事業を会社分割（新設分割）により新設会社に承継させた上で、新設会社の全株式を株式会社学研ホールディングスに譲渡したことによるものであります。

2. 事業再編損は、リスキリング事業において、フィリピン子会社の事業再編によって生じた諸費用であります。

3. 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（千円）
東京都渋谷区	事業用資産	ソフトウェア	17,376

当社グループは、リスキリング事業及び子ども・子育て支援事業を行っており、各業務の相互補完性を勘案した上で、主に商品・サービス単位を基礎としてキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を識別し、グループピングしております。

リスキリング事業において、「RareLingo」についてサービス提供終了の意思決定をいたしました。当該意思決定に伴い、ソフトウェアに対して帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため、帳簿価額の全額を減損損失としております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9,845,600	—	—	9,845,600

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	342,296	20,980	65,731	297,545

(変動事由の概要)

増加の内訳は、以下のとおりであります。

譲渡制限付株式の無償取得による増加 20,980株

減少の内訳は、以下のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬の支給による減少 65,731株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年 6月26日 株主総会	普通株式	利益 剰余金	47,516	5.00	2025年 3月31日	2025年 6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年 6月25日 株主総会	普通株式	利益 剰余金	76,384	8.00	2026年 3月31日	2026年 6月26日

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資につきましては普通預金で保有しております。また、デリバティブ取引については、外貨建未払金にかかる為替相場変動による市場リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金は、主に本社オフィスの賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等はすべてが1年以内の支払期日であり、支払期日に支払いを実行できなくなるリスク、すなわち流動性リスクに晒されております。また、未払金、未払費用の一部には外貨建てのものがあり、為替相場変動による市場リスクに晒されております。

長期借入金の使途は、主に運転資金、株式の投資資金であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。また、リース債務は、使用権資産の取得に係るものであり、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、上述の外貨建未払金に係る市場リスクに対するヘッジ取引を目的とした直物為替先渡取引（NDF、通貨オプション）であります。なお、ヘッジ会計に関する内容につきましては、前述の（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）の「4. 会計方針に関する事項」の「(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項」のうち、「③ 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、販売管理規程及び与信管理規程に基づき、営業債権について事業部門が取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、管理部門が入金状況をモニタリングし事業部門に随時連絡をしております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金については、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化の早期発見に努め、リスク軽減を図っております。

##### ② 市場リスクの管理

当社グループは、外貨建未払金については、期日及び残高を管理すると共に、晒されている為替相場変動による市場リスクを回避するために直物為替先渡取引（NDF、通貨オプション）を利用しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、手元流動性を一定額維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（※5 参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 敷金	156,490	135,874	△20,616
資産計	156,490	135,874	△20,616
(1) 長期借入金 ※2	2,183,482	2,178,715	△4,766
(2) リース債務 ※3	1,042	1,042	—
負債計	2,184,524	2,179,758	△4,766
デリバティブ取引 ※4	21,778	21,778	—

※1 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等並びに預り金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

※2 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

※3 リース債務（流動負債）、リース債務（固定負債）の合計額であります。

※4 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

※5 市場価格のない株式等は投資有価証券のみであり、当該金融商品の連結貸借対照表計上額は3,330千円であります。

#### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 通貨関係 ※	—	21,778	—	21,778
負債計	—	21,778	—	21,778

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

## (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	135,874	—	135,874
資産計	—	135,874	—	135,874
長期借入金	—	2,178,715	—	2,178,715
リース債務	—	1,042	—	1,042
負債計	—	2,179,758	—	2,179,758

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 敷金

合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率により割引計算を行っております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

## リース債務

リース債務は、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率により割引計算を行った結果、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は通貨関連取引であり、取引金融機関から提示された価格によっております。為替レート等の観察可能なインプットを用いており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	リスキリング事業	子ども・子育て支援事業	
個人向けサービス	2,147,607	－	2,147,607
法人向けサービス	1,738,104	－	1,738,104
ALT派遣サービス	－	4,772,646	4,772,646
子ども向け英会話サービス	－	942,221	942,221
顧客との契約から生じる収益	3,885,712	5,714,867	9,600,579
外部顧客への売上高	3,885,712	5,714,867	9,600,579

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、リスキリング事業においては、個人や法人を顧客として、主にオンライン英会話サービス、グローバルリーダー育成プログラム、資格取得支援サービス等の教育サービスを提供しております。また、子ども・子育て支援事業においては、教育機関を顧客としたALT派遣サービスや、児童生徒向けの英語教育サービスを提供しております。

当社グループが提供する主な教育サービスは、インターネットを通じた各種レッスンの提供であり、その履行義務は顧客との契約期間にわたり、契約に基づいた条件にて、レッスンや講座等を顧客に提供することと判断しております。また、教育機関を顧客としたALT派遣サービスにおいては、顧客との契約期間にわたりALT派遣サービスを提供することが当社グループの履行義務と判断しております。

当社グループが履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受し、約束したサービスが顧客に移転されることから、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返金・値引等を控除し、サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を測定しております。なお、入会・再開キャンペーンに基づき返金することが見込まれるサービスの対価に関しては、過去の継続率等に基づいて、将来発生が見込まれる金額を見積もり、返金負債を計上する方針であります。

取引の対価は、履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領又は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	669,183
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	650,720
契約負債(期首残高)	407,327
契約負債(期末残高)	266,167

契約負債は、主に支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、337,381千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	235円18銭
2. 1株当たり当期純利益	34円16銭

(重要な後発事象に関する注記)

(株式交換契約の締結)

株式会社学研ホールディングス（以下「学研HD」といいます。）及び当社は、2026年5月15日付の両社の取締役会決議により、学研HDを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

#### 1. 本件株式交換の概要

##### (1) 株式交換完全親会社の名称及び事業の内容

①名称	株式会社学研ホールディングス
②事業の内容	教室塾、出版・コンテンツサービス、保育・幼児、グローバル等教育事業、高齢者住宅・認知症グループホーム等医療福祉事業

##### (2) 本株式交換の目的

当社は、グループビジョン「Chances for everyone, everywhere.」のもと、リスクリング事業及び子ども・子育て支援事業を展開し、幼児から社会人までを対象とした幅広い学びのサービスを提供してまいりました。当社は、事業拡大に向けたシナジー創出を目的として、2024年11月に学研HDとの間で資本業務提携契約を締結し、2025年1月より同社の持分法適用関連会社となりました。提携開始以降、両社は、オンライン英語、学校教育、資格事業等の親和性の高い領域を中心に、相互営業・販売協力、データ分析手法の共有、リアルマーケティング等の実務的な協業を推進し、一定の成果を創出してまいりました。

当社は、両社の協業を構造的一体化によりさらに加速させ、両社が保有する学習データ・コンテンツ・運営ノウハウの制約なき共有・統合と機動的な戦略投資の実行を通じて、当社グループの中長期的な企業価値向上を実現することを目的として、本株式交換により学研HDの完全子会社となることといたしました。

##### (3) 本株式交換の効力発生日

2026年7月31日（予定）

なお、本株式交換の効力発生日に先立ち、当社の普通株式は、2026年7月29日（予定）付（最終売買日は2026年7月28日（予定））をもって、株式会社東京証券取引所スタンダード市場における上場が廃止される予定です。

##### (4) 株式交換の方式

本株式交換は、当社の株主総会の承認並びに競争法上必要なクリアランス・許認可等の取得が完了することを前提に、学研HDを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする方法により行います。なお、学研HDにおいては、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。

## 2. 株式の交換比率及び算定方法並びに交付する株式数

### (1) 株式の種類及び交換比率並びに交付株式数

	学研HD (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.39
本株式交換により 交付する株式数	学研HDの普通株式：2,965,633株（予定）	

(注1) 本株式交換により交付する株式として、学研HDが保有する自己株式を充当する予定です。

(注2) 上記のとおり、学研HDは、当社の普通株式1株につき、学研HDの普通株式0.39株を割当て交付する予定ですが、ただし、学研HDが本株式交換の効力発生日の直前時に所有する当社の普通株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

### (2) 株式交換比率の算定方法

学研HD及び当社は、本株式交換比率の算定に当たり、公平性を期すため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関に本株式交換比率の算定・分析を依頼し、慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定しました。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,692,687</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,442,943</b>
現金及び預金	1,549,640	買掛金	19,338
売掛金	31,134	短期借入金	450,000
前払費用	56,336	1年内返済予定の長期借入金	366,520
デリバティブ債権	21,643	未払金	209,889
その他の	33,932	未払費用	82,939
<b>固定資産</b>	<b>3,614,343</b>	前受金	107,405
<b>有形固定資産</b>	<b>42,075</b>	預り金	7,915
建物	30,203	賞与引当金	10,524
工具、器具及び備品	11,872	関係会社短期借入金	160,000
<b>無形固定資産</b>	<b>218,526</b>	デリバティブ債務	535
商標権	1,228	その他の	27,874
ソフトウェア	184,642	<b>固定負債</b>	<b>1,774,334</b>
ソフトウェア仮勘定	32,655	長期借入金	1,764,802
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,353,741</b>	資産除去債務	3,090
投資有価証券	0	繰延税金負債	6,442
関係会社株式	3,200,889	<b>負債合計</b>	<b>3,217,277</b>
敷金	98,085	<b>(純資産の部)</b>	
関係会社長期貸付金	53,000	<b>株主資本</b>	<b>2,075,088</b>
その他の	1,766	資本金	657,207
		資本剰余金	651,107
		資本準備金	651,107
		利益剰余金	951,096
		その他利益剰余金	951,096
		繰越利益剰余金	951,096
		自己株式	△184,323
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>14,665</b>
		繰延ヘッジ損益	14,665
<b>資産合計</b>	<b>5,307,031</b>	<b>純資産合計</b>	<b>2,089,754</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,307,031</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,536,322
売上原価	1,329,242
<b>売上総利益</b>	<b>2,207,079</b>
販売費及び一般管理費	2,513,071
<b>営業外損失</b>	<b>305,992</b>
営業外収益	
受取利息	4,265
業務受託料	268,285
その他費用	3,098
支払利息	21,906
為替差損	1,294
その他損失	180
<b>経常損</b>	<b>53,725</b>
特別利益	
抱合せ株式消滅差益	255,094
関係会社株式売却益	414,958
特別損失	
減損損	17,376
投資有価証券評価損	2,179
<b>税引前当期純利益</b>	<b>596,770</b>
法人税、住民税及び事業税	19,358
法人税等調整額	10,227
<b>当期純利益</b>	<b>567,185</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	657,207	651,107	17,485	668,593	433,217	433,217	△227,196	1,531,822
当期変動額								
剰余金の配当					△47,516	△47,516		△47,516
当期純利益					567,185	567,185		567,185
譲渡制限付 株式報酬			△19,275	△19,275			42,873	23,597
繰越利益剰余金 からその他資本 剰余金への振替			1,789	1,789	△1,789	△1,789		-
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	△17,485	△17,485	517,879	517,879	42,873	543,266
当期末残高	657,207	651,107	-	651,107	951,096	951,096	△184,323	2,075,088

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	236	△1,289	△1,052	1,530,769
当期変動額				
剰余金の配当				△47,516
当期純利益				567,185
譲渡制限付 株式報酬				23,597
繰越利益剰余金 からその他資本 剰余金への振替				—
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△236	15,954	15,717	15,717
当期変動額合計	△236	15,954	15,717	558,984
当期末残高	—	14,665	14,665	2,089,754

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

#### (2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～18年

工具、器具及び備品 3～15年

#### (2) 無形固定資産(のれんを除く)

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア（自社利用分） 3～5年（社内における利用可能期間）

### 3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、リスクリング事業を行っており、個人や法人を顧客として、主にオンライン英会話サービス、グローバルリーダー育成プログラム、資格取得支援サービス等の教育サービスを提供しております。

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (2) 重要なヘッジ会計の方法

###### ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

###### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 …直物為替先渡取引（NDF、通貨オプション）

ヘッジ対象 …外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

###### ヘッジ方針

当社ではデリバティブ取引に関するリスク管理体制に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

###### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

#### (会計上の見積りに関する注記)

当社の計算書類は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この計算書類の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び予測を行わなければなりません。したがって、当該見積り及び予測については不確実性が存在するため、将来生じる実際の結果はこれらの見積り及び予測と異なる場合があります。

当社では、特に以下の会計上の見積り及び仮定が当社の計算書類に重要な影響を与えるものと考えております。

#### 関係会社株式の評価

##### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式	3,200,889

##### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2023年4月1日付で、株式会社ボーダーリンクの株式取得を行いました。当該株式取得の結果として関係会社株式2,482,419千円を当会計年度末において貸借対照表に計上しております。

市場価格のない関係会社株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い当期の損失として処理（減損処理）することとしております。

また、取得時点において投資先企業の超過収益力等を反映して1株当たり純資産を基礎とした金額に比べて相当高い価額で取得した場合は、当初見込んだ超過収益力等が減少していないと判断したときには、実質価額が著しく低下していないものとして減損処理を行わないこととしております。なお、超過収益力等が減少しているかどうかの判断にあたっては、投資時に策定された事業計画と実績を比較した達成状況や経営環境等を総合的に勘案しております。

翌事業年度以降においても、関係会社の業績が投資時に策定された事業計画を大幅に下回った場合など、超過収益力が減少したと判断され、減損処理を行う必要がある場合、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産 94,510千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)

短期金銭債権 23,181千円

短期金銭債務 144,134千円

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越限度額の総額 800,000千円

借入実行残高 450,000千円

差引額 350,000千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 52,086千円

営業費用 1,447,980千円

営業取引以外の取引による取引高 686,895千円

2. 関係会社株式売却益は、当社が運営する資格サービス事業を会社分割（新設分割）により新設会社に承継させた上で、新設会社の全株式を株式会社学研ホールディングスに譲渡したことによるものであります。

3. 抱合せ株式消滅差益は、当社が株式会社K12ホールディングスを吸収合併したことによるものであります。

4. 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（千円）
東京都渋谷区	事業用資産	ソフトウェア	17,376

当社は、リスキリング事業を行っており、各業務の相互補完性を勘案した上で、主に商品・サービス単位を基礎としてキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を識別し、グルーピングしております。

リスキリング事業において、「RareLingo」についてサービス提供終了の意思決定をいたしました。当該意思決定に伴い、ソフトウェアに対して帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため、帳簿価額の全額を減損損失としております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	342,296	20,980	65,731	297,545

(変動事由の概要)

増加の内訳は、以下のとおりであります。

譲渡制限付株式の無償取得による増加 20,980株

減少の内訳は、以下のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬の支給による減少 65,731株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、未払事業税、ソフトウェアの否認額、減価償却超過額、資産調整勘定、税務上の繰越欠損金等であり、評価性引当額を控除しております。また、繰延税金負債の発生の主な原因は、繰延ヘッジ損益であります。

なお、貸借対照表上は、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1.親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	株式会社学研ホールディングス	19,817百万円	学習塾等の教育サービス、出版物の発行や保育用品の製作販売、介護施設・子育て支援施設の運営事業	被所有直接19.9	関係会社株式の譲渡	関係会社株式の売却代金の受領(※)	200,000	—	—
						関係会社株式売却益	414,958	—	—

※ 関係会社株式の売却価額については、独立した第三者機関による株式価値の算定結果を勘案したうえで決定しております。

## 2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	RareJob Philippines, Inc.	19,350千 フィリピン ペソ	英会話講師の 選定・教育・ 管理業務	所有 直接 99.9	講師管理業 務を委託	マネジメントフィー ※1	530,418	未払金	40,554
						講師報酬等の支払 ※2	703,966	未払費用	44,247
								買掛金	10,287
						— ※3	—	関係会社 長期貸付金	53,000
子会社	株式会社 プロゴス	50,000 千円	グローバルリ ーダーの評 価・育成・採 用等関連事 業、教育関連サー ビス開発、AI を活用したサ ービス開発	所有 直接 100.0	商材の販売 取次業務を 委託、子会 社管理業務、 研究開発業 務を委託 役員の兼任 あり	販売取次手数料の支払 ※4	375,542	未払金	27,880
						研究開発業務の委託手 数料の支払 ※4	120,747	未払金	50,942
						業務受託料の収入 ※5	39,900	その他	5,720
子会社	株式会社 レアジョブテクノロ ジーズ※7	25,000 千円	教育関連サー ビス開発、AI を活用したサ ービス開発	所有 直接 100.0	研究開発業 務を委託、 子会社管理 業務の受託 役員の兼任 あり	研究開発業務の委託手 数料の支払 ※6	405,179	未払金	55,064
						業務受託料の収入 ※5	22,500	その他	2,750
子会社	株式会社 K12ホールディング ス※8	10,000 千円	子会社の経 営管理業務 及び経営指 導業務	所有 直接 100.0	資金の貸付、 債務保証 役員の兼任 あり	— ※3	—	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金	270,000 922,200
						借入に対する債務保証 ※9	1,058,500	—	—
子会社	株式会社 ボーダーリンク	91,000 千円	外国語講師 派遣事業、 語学スクール 運営事業	所有 直接 100.0	子会社管理 業務の受託 役員の兼任 あり	業務受託料の収入 ※5	204,000	その他	18,700
						— ※10	—	関係会社 短期借入金	160,000

- ※1 当社子会社であるRareJob Philippines, Inc.への講師管理業務委託については、両社で締結した契約に基づき委託金額を算出しております。なお、取引条件は市場情勢を勘案した上、合理的な取引条件に決定しております。
- ※2 講師報酬その他講師管理に係る費用をフィリピン国で決済するために資金をRareJob Philippines, Inc.に対して支払っております。
- ※3 資金の貸付に係る金利については、市場金利を勘案して決定しております。
- ※4 当社子会社である株式会社プロゴスへの商材の販売取次業務委託及び開発業務委託については、両社で締結した契約に基づき委託金額を算出しております。なお、取引条件は市場情勢を勘案した上、合理的な取引条件に決定しております。
- ※5 業務受託料については、人件費等のコストを勘案し、両社の協議により合理的に決定しております。
- ※6 当社子会社である株式会社レアジョブテクノロジーへの開発業務委託については、両社で締結した契約に基づき委託金額を算出しております。なお、取引条件は市場情勢を勘案した上、合理的な取引条件に決定しております。
- ※7 2026年1月1日付で当社の子会社であった株式会社レアジョブテクノロジーは、当社の子会社の株式会社プロゴスを存続会社とする吸収合併により消滅しております。なお、取引金額については、関連当事者であった期間の金額を記載しております。また、議決権等の所有（被所有）割合及び期末残高については、関連当事者ではなくなった時点の割合及び金額を記載しております。
- ※8 2025年7月1日付で当社の子会社であった株式会社K12ホールディングスは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。なお、取引金額については、関連当事者であった期間の金額を記載しております。また、議決権等の所有（被所有）割合及び期末残高については、関連当事者ではなくなった時点の割合及び金額を記載しております。
- ※9 子会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。取引金額については、合併直前の債務保証残高を記載しております。
- ※10 当社子会社である株式会社ボーダーリンクからの資金の借入については、株式会社K12ホールディングスを吸収合併したことにより引き継いだものであります。資金の借入に係る金利については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

#### (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(収益認識に関する注記)」における注記事項と同一のため記載を省略しております。

#### (1株当たり情報に関する注記)

- |    |            |         |
|----|------------|---------|
| 1. | 1株当たり純資産額  | 218円87銭 |
| 2. | 1株当たり当期純利益 | 59円48銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

#### 子会社の吸収合併

2026年4月1日付で、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である株式会社プロゴス（以下、「プロゴス」という。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

### 1. 取引の概要

#### (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(吸収合併存続会社)

- ① 企業の名称 株式会社レアジョブ
- ② 事業の内容 英語関連事業

(吸収合併消滅会社)

- ① 企業の名称 株式会社プロゴス
- ② 事業の内容 グローバルリーダーの評価・育成・採用関連事業

#### (2) 企業結合日

2026年4月1日

#### (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社プロゴスを消滅会社とする吸収合併

#### (4) 結合後企業の名称

株式会社レアジョブ

#### (5) その他取引の概要に関する事項

本吸収合併は、収益性の改善や成長基盤の再構築などの新たな事業戦略を、より効果的かつ迅速に遂行するため従来の分社化された組織体制を抜本的に見直し、経営資源を一体化させることを目的としております。

### 2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理します。

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月24日

株式会社 レアジョブ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中川 満美

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤森 正浩

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レアジョブの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レアジョブ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月24日

株式会社 レアジョブ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中川満美

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤森正浩

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レアジョブの2025年4月1日から2026年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会や責任者は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社レアジョブ 監査等委員会

監査等委員	三原	宇雄	㊟
監査等委員	成松	淳	㊟
監査等委員	五十嵐	幹	㊟

(注) 監査等委員三原宇雄、成松淳及び五十嵐幹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

【株式交換完全子会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容】

1. 本株式交換契約の締結

レアジョブは、2026年5月15日開催の取締役会において、学研ホールディングスとの間で、学研ホールディングスを株式交換完全親会社、レアジョブを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、別紙1に記載のとおりです。

2. 自己株式の消却

レアジョブは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

【株式交換完全親会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容】

1. 本株式交換契約の締結

学研ホールディングスは、2026年5月15日付の取締役会において、レアジョブとの間で、学研ホールディングスを株式交換完全親会社、レアジョブを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、別紙1に記載のとおりです。

2. 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

学研ホールディングスは、2025年12月19日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことについて決議し、2026年1月19日に処分を完了いたしました。

(1) 処分期日	2026年1月19日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	学研ホールディングス普通株式 83,033株
(3) 処分価額	1株につき金 1,142円
(4) 処分価額の総額	94,823,686円
(5) 割当予定先	取締役5名(※) 66,328株 執行役員10名 16,705株 ※ 社外取締役を除きます。

3. 従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分

学研ホールディングスは、2026年2月13日開催の取締役会において、以下のとおり、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議し、2026年6月2日に処分を完了いたしました。

(1) 処分期日	2026年6月2日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	学研ホールディングス普通株式 273,473株※ ※処分する株式の数は、学研ホールディングスが定める処分総額の上限金額である3億円を下記(3)の処分価額で除して算出した最大株式数です。最終的な処

	分株式数は、上記上限金額を募集終了時点の申込者数で均等に按分して得られる一人当たり割当金額（10万円を上回る場合は10万円とします。1円未満切り捨て）を下記（3）の処分価額で除して得られる一人当たり割当株式数（小数点以下切り捨て）に、申込者数を乗じて算出します。
(3) 処分価額	1株につき 1,097円
(4) 処分価額の総額	処分総額は3億円を上限とします。上記（2）の方法で算出した処分する株式の数に、上記（3）の処分価額を乗じて算出します。
(5) 割当予定先	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記（2）の算出方法によって求められる処分する株式の数を本持株会に対して割り当てます。なお、各対象従業員からの付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとします。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

#### 4. 期末配当の実施

学研ホールディングスは、2025年11月7日開催の取締役会において、第80期（2024年10月1日～2025年9月30日）の期末配当を行う旨を決議し、2025年12月4日を効力発生日として、学研ホールディングス株式1株につき13.00円、配当総額538百万円の期末配当を行いました。

#### 5. 中間配当の実施

学研ホールディングスは、2026年5月15日開催の取締役会において、第81期（2025年10月1日～2026年9月30日）の中間配当を行う旨を決議し、2026年6月5日を

効力発生日として、学研ホールディングス株式 1 株につき 14.50 円、配当総額 602 百万円の間配当を行いました。